

蟹田川漁業協同組合内共第22号第五種共同漁業権遊漁規則



(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第22号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、こい、いわな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 当該漁業権の対象となっている水産動植物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あ ゆ	7月1日から翌年3月31日まで
や ま め	4月1日から9月30日まで
こ い	1月1日から12月31日まで
い わ な	4月1日から9月30日まで
う ぐ い	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、やまめについては、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
蟹田川河口から桂淵神社まで	4月1日から5月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15cm
こい	15cm
いわな	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、		
やまめ、		
こい、	竿釣	1日400円、1年3,000円
いわな、		
うぐい		

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住所	氏名
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本 3番地1	工藤 一郎
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本 13番地1	佐々木 成孝
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 94番地3	笹木 昭

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。



遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料（1年）
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。

- 青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目1番15号）
- 3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内において、川底をかくはんしてはならない。
蟹田川河口から桂淵神社に至る区域
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

（漁場監視員）

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号

表

遊漁承認証		No.
下記のとおり遊漁を承認します。		
遊漁者	住所	
	氏名	
承認期間		
魚種		
漁法		
遊漁料		
発行者 蟹田川漁業協同組合 印		

裏

注意事項

- 1 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 2 遊漁する場合には必ずこの承認証を携帯すること。
- 3 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならぬ。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。
- 5 蟹田川河口から桂淵神社に至る区域において川底をかくはんしてはならない。
- 6 ブラックバス、及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。





別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳		
住所		
全魚種 ●有効期間 平成 年1月1日～12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳		
住所		
渓流魚 ●有効期間 平成 年1月1日～12月31日 ●魚種 渓流魚 ●遊漁料 8,000円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)



県内共通遊漁手帳の種類

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(高砂川)、ウグイ、コイ、ブナ、ウナギ	左記魚種からアユを除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(区域ごとの遊漁規制は該区域内水面漁業協同組合により異なる)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖、大童子川流域、馬淵川上流三戸漁協管内及び平川川内水面漁業協同組合を除く。また、県内水面漁業協同組合が各流域の遊漁規制で定められた遊漁区域を除く。)	
漁具・遊法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁手帳は、沿岸主催釣り大会等の本部ルートイベントには適用できません。
- ・共通遊漁手帳は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは、遊漁手帳をお読み下さい。



別記様式第3号

表

裏

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名 年令

住所

有効期間

発行者

蟹田川漁業協同組合 印

注意事項

- 漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

